

令和5年度 第1回 豊明市都市計画審議会会議録

日 時 令和5年11月28日(火) 午前10時00分～正午
場 所 豊明市役所 新館1階 会議室4、5
出席者 委 員： 井澤知且、伊藤洋、林幸弘、酒井克俊、
安江真理子、長谷川寿一、若林二郎、北川昭雄
甲斐誉司(代理出席 田口茂)
幹 事： 宇佐見恭裕 市民生活部長、伊藤正弘 経済建設部長
事務局： 中野都市計画課長、伊藤計画建築担当係長、石川主査、
蟹江主事
担当課： 外山下水道課長、野村下水道課長補佐
欠席者 委 員： 原田一也
幹 事： 小串真美 行政経営部長
事務局： 藤井課長補佐兼都市施設担当係長

1 委員等紹介(席順により自己紹介)

2 会長挨拶

3 議題

- (1) 名古屋都市計画 下水道の変更(市決定)
- (2) 名古屋都市計画 生産緑地地区の変更(市決定)

4 その他

事務局： それでは、以降の進行につきましては、豊明市都市計画審議会条例の第7条第2項に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事進行を井澤会長にお願いいたします。

会 長： それではただいまより、会議を進めさせていただきたいと思っております。円滑で活発な議論ができますようご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは議事に入ります前に、傍聴者の確認をします。本日傍聴者の希望の方はおられるでしょうか。

事務局： 傍聴希望の方はおりませんでした。

会 長： ないということで進めさせていただきます。

続いて議事録の署名者2名を選出いたします。昨年度から番号順（席次順）にお願いしております。前回の議事録署名者が8番の委員と、欠席の方がおられて繰り上がりで1番の委員に担当していただきました。今回は、9番の委員と、10番の委員が欠席のため代理出席者に議事録署名をお願いしたいと思いますますがよろしいでしょうか。

委員：（各委員より異議なしの声）

会長：では今回の議事録署名者は、9番と10番の委員をお願いしたいと思いますのでどうかよろしく願いいたします。

なお議事録における発言者の氏名等の記載については、これまで通り記載しないということによろしいでしょうか。

委員：はい。（挙手）

会長：どうぞ。

委員：過去の議事録を見させていただいたのですが、誰が発言しているのか分からなく、委員は責任ある立場だと思しますので、名前記載の方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

会長：どうでしょうか。事務局の考え方は何かありますか。

事務局：差し支えはないと思うのですが、活発な意見をいただけるように、今まで記名はしない方法で行っておりました。ですので、委員の皆様で決めていただければと思います。

会長：ありがとうございました。名乗ることによって言いづらいことがあるかどうかということだと思います。それも含めて、発言については責任を負うというところで今、委員の方から名前を記載したらどうかという話だったのですが、皆様いかがでしょうか。やはり匿名にした方が話しやすいということなのでしょう。それとも委員が言われるように、名前を記載してきちっと発言者の言葉として責任を負って欲しいということだと思いますが、どうでしょうか。特にご意見がないということなので賛否をとるかということになるのですけど。

委員：逆に名前を記載しない場合のメリット、名前を記載した場合のデメリットは、何かありますか。

会長：記載した場合のデメリットは、今の事務局の発言ですと、名前が載ることによって、言いづらくなるということがあるということだと思います。それは具体的にどういう内容かというのはわかりません。

委員：国の審議会は、匿名が多いです。

会長：国の方では匿名が多いとの事です。どうでしょうか、他いかがでしょうか。

委員：最近の風潮として、個人バッシングに繋がるという懸念もなきにしもあらずですね。

委員：例年通り名前は掲載しない方が発言しやすいのではないかと私は思います。確か皆さん単年度の任期ですよ。

会 長： 2年です。

委 員： 2年でしたか。失礼しました。

会 長： でも今年入れ替わった方は、2年ですか。それとも1年ですか。

事務局： 今年入れ替わった方、途中で代わられた方は、残りの任期をやっていただくということになりますので1年の方もいらっしゃいます。

会 長： 原則2年ですけど途中で入れ替わりがあるので、その方は1年ということなのですが委員のご意見はよくわかりました。

そういうご意見もあったのですが、いかがでしょうか。

委 員： 会議自体が公開で傍聴もできますし、いろいろ行政の透明化を図っていくという意味でも、やはり名前を書いてということは大事かと思うので、名前入りで議事録を公開したほうが良いと私は思います。

会 長： 何か議論ありますか。

幹 事： 私、委員ではないので、委員の皆さんでご議論いただくことかと思いますが、やはり都計審で扱う内容というものが多岐に渡っています。都度、市の意思決定にかかる前の段階での、手続きとして、法に基づいてこの議論の接点があり、重要な議論がたくさんあります。これまでも議論をしていただく中で、そこからさらに踏み込んだような議論があったり、都計審で扱う議論より少し各論的なところまで話がおよんでいたりとかそういうことが議事録としては記録として残っていきます。その時に、例えば区画整理に関わることであるとか、そういう色々な利害に関わるようなことの、各論まで踏み込んだ意見もあるというのが過去にありましたので、そういう、それこそ活発な議論というところではあるのかもしれませんが、非常に利害関係に及ぶような発言も過去には記録として残っているという部分もございます。少し今までの経緯や今後の委員の皆様の活発な議論を確保するという継続性の意味からすると、一つは、その辺りのことを慎重にご判断いただいた方がよろしいかなというふうには思います。

法に基づく委員会、審議会ですので、その時点でこの構成員にあるという方々自体が非常にその責任を問われているということは、公になっているのですから、そういう意味でご議論いただければよろしいかなと思います。すいません。口を挟みました。

会 長： ありがとうございます。それでは、他に何かご意見がある方おられますか。

本日、ご出席の委員の皆様判断してもらった方が良いと思うので、委員からの問題提起と、それぞれご意見、ご発言された委員の皆様のご意見を踏まえた上で賛否を取りたいと思います。

まず、委員から提案されました、議事録に関する発言者の氏名の記載をした方が良いという方は挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

逆に記載しない方が良いと考える方、挙手をお願いいたします。

委 員： （賛成1名、反対7名）

会 長： ということで、賛否を取りました。その結果、議事録の署名は、これまで通り名

前を記載しないという方向で説明させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。ということで委員、記載しないというお願ひいたします。

それでは議題に入りたいと思います。まず議題事項 1、名古屋都市計画下水道の変更について、担当課より説明をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

担当課：（配布資料により説明）

会 長： どうもありがとうございました。ただいま、担当課より資料の説明がございました。これにつきまして、ご意見或いはご質問はございましたら挙手をお願ひしたいと思います。

要は、市街化区域に編入されたところを、名古屋都市計画下水道区域に入れる排水区域に編入すると。それが2ヶ所で約27haあるということで、その部分の変更を皆さんで審議していただきたいということだと思ひますがいかがでしょうか。委員お願ひします。

委 員： 寺池と間米南部地区ですが、これから公共下水区域に編入していくということは、現状では、ここに何人か住んでいらっしゃる方もいると思ひます。今は、公共下水ではなくて、浄化槽を利用されているという認識で良いのですか。

担当課： はい。今区画整理事業を行っており仮換地等行われておりまして、住んでいる方は、現在は浄化槽です。それを区画整理が終わって供用開始になって、下水道施設を私どもが管理するようになれば、供用開始いたしまして、接続していただくこととなります。

委 員： 寺池地区は、かなり工事が進んでいるように外から見えるのですが、まだ公共下水は入ってはいなく、この工事をやってないのですか。

担当課： 区画整理事業として、下水道の整備まで行っていただいております。私どもが区画整理組合から移管されて、市の施設として管理する形となります。ですから、道路の整備とか、調整池の整備とかとあわせて下水道も接続埋設していただいております。

委 員： ということはすでに下水道工事が行われていて、下水管を敷いて進めているということですかね。それと、あと並行して上水道も一緒にやっているという認識でよろしいでしょうか。

担当課： そうですね。インフラ整備は後戻りがないように、道路の整備とか、区画の整理とかとあわせて、上水道・下水道、そういったインフラの整備は同時に行っておりまして、区画整理事業の費用で設置していただいております。

会 長： よろしいでしょうか。

今の話だと工事はもう先に進んでいるということですね。都計審で都市計画を決定するということになるのですかね。

これを審議するということは、これは実際の工事と、今やっている手続きとの関係はどういう順番とかいうか、普通は何かやって良いと言ってから工事をするの

かなというところが一般論としてあります。

担当課： 市の主体となった整備ですと、まず都市計画決定をして、都市計画事業の認可を取って、市が工事の設計、施工して、供用開始という流れになります。今のところ、工事が進んでおりますけれども、市街化区域ですので、都市計画決定で都市計画施設であるという位置付けをします。ただ、整備は、市の費用ではなく、区画整理の中で行っていますから、手続き上は、この後、事業認可都市計画施設としての事業認可も必要になります。工事を並行して進んで、供用開始の時に都市計画法上の手続きが済んでいれば、市は移管を受けて都市計画施設として供用開始する形になります。

会 長： 例えば補助金とかはもらってないのですか。

担当課： 市の補助金ですか。

会 長： はい。

担当課： 市としては、下水道事業として費用は出しておりません。

会 長： 今後ですか。

担当課： はい。そうですね。ということは、もらっていないものですから通常、受益者負担金というわけですが、それもかかっておりませんので。

会 長： そうするときちっと都市施設として、移管を受けるにあたってこれを手続きしないと受け取れないということになるわけですね。必要ですので。ということであって補助金のどうのこうのではなくてということですね。はい、わかりました。という様な事情で手続きと工事の実際とのずれはそういうことだということのご理解していただけたらと思います。

これにつきましては、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

委 員： 今度間米南部の方ですが、この変更の内容のところ、排水で雨水・汚水もというところがあるのですが、まず、基本的なことをお聞きしたいのですけれども、雨水と汚水は分流式で、雨水というのは、川とかに放流するのでしょうか。どういう流れになりますか。

担当課： はい。おっしゃる通り市の公共下水道は、分流式で汚水・雨水と分けて排水していただいております。

市街化区域の中だと、内水と言います。そこで発生した雨水については、下水道事業としてもそういった施設を設けて排除することもできますが、今考えているのは、主に汚水の施設を私どもは供用開始のために整備するというのを考えております。雨水施設は、場合によっては下水道の管理施設になる場合もありますが、道路排水や、市内全域に降った川へ流れる排水等、そういったものの施設というのは、今のところ下水道課で管理する予定はないです。都市計画事業の下水道施設として作る雨水というものもあまして、雨水幹線ですとか、調整池ですとか、そういうものを作る場合は、下水道課で整備することになるのですが、現状は区画整理内というのは道路排水施設とか、他の地域に雨水がより増えないようにという調整池ですとか、そういうものは作っていただくのですけれども、下水

道課で管理する予定のものは今のところないです。そのようなすみ分けで市の中でも、土木施設である場合と、都市計画の下水道施設で雨水施設を作る場合とございます。

この区画整理事業地内では今のところ雨水の施設としては、下水道課に関するものはないのですけれど、市街化区域の雨水の排除という区域としては、位置付けは、下水道としても汚水・雨水を市街化区域全面積はそういった管理区域ですよということを今回定めさせていただきます。

委員： はい。少し気になっているのが、間米南部は谷になっていて、雨水、洪水の対策がどの様なものなのかということです。そのまま近くの黒部川などに放流だと危ないのではないかなと思うので、どういう雨水対策を考えていますか。

担当課： おっしゃる通り黒部川は雨水幹線で、あれこそ下水道の施設なのですが、それはもちろん直接流さないように、一旦調整池で溜めて、十分な市の想定よりもさらに大きな規模で、20年に1回だったと思うのですけれども（実際には30年に1回の雨量）、1回貯めて流すという施設は、区画整理の方で作っていただくことになっておりますので、黒部川に流れ込む水が増えることがないようにしていただいております。

会長： そういうことはないように調整するということですね。

担当課： 区画整理事業としてやっていただいて、他に影響がないような形にはしていただくことはお願いしております。

会長： 先ほどの雨水の件も、こういう区域として指定するのであって、その区域の中で雨水管を次々に埋設して対応するという事ではないということですか。

担当課： そうです。下水道としてはないです。

会長： それは道路の排水溝とか周辺のところで、流して調整地に溜めて、河川へ流すという、そういう段取りでやるので、区域の設定であって下水管（雨水管）をここでやるということではないという。

担当課： そうですね。

会長： 他いかがでしょうか。

特に今ご意見がないということですので、賛否を取りたいと思います。この案件の原案通り承認することでよろしいでしょうかよろしければ、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員： （委員全員挙手）

会長： 全員賛成でございます。ありがとうございます。

それでは本案件は、全員賛成ということで原案通り承認することといたします。ありがとうございました。

続きまして、議題事項の2番です。名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局： （配布資料により説明）

会長： どうもありがとうございました。A4版の図面の確認なのですが、63番について

いて、黄色く塗っているところが 1300 m²という、これを除外したいのが一つと、80 番は、少しややこしいのですけれど、黄色く塗っているところは 181 m²で、一団となっているところがあるので、80 番はトータルとしては何m²ぐらいあるのでしたか。そのうちの 181 m²が除外されるということになるので、団地数は 63 番だけ一団が抜けますが、80 番はまだ団として残っているので、だからマイナス 1 でマイナス 2 ではないということはそういう理由ということですよ。

という流れの中で今回黄色の部分を変更すると、生産緑地を変更するというところで今審議していただいているという説明を受けたわけです。

これにつきまして何かご意見なりご質問がございましたら、挙手をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

委員： 一部除外ということですから今、会長の方からありましたように、80 番の黄色のところだけ除外になるので、たくさん 80 番は、残っておりますね、これは 30 年経って買取申出が来たということですが、一部買取りをするということもあり得るということですか。

事務局： 今回、この 80 番の事例に関してですが、2 名の方が生産緑地として 80 番を構成しております。A さんと B さんで構成をしているというような状況です。生産緑地の面積に関しては、500 m²以上というのが生産緑地法で決まっております。ですので、今回の A さんの場合はその 500 m²を切らない、除外しても 500 m²を切らないような状況というところがありますので、A さんの生産緑地部分を外すということは可能となります。その残りの 80 番だけが 500 m²は切らないようにということと、なおかつ農地を維持する条件をしっかりと守っていただければ問題はないと考えております。

会長： もともと 80 番トータルで m²でしたか。

事務局： 997 m²でした。

会長： 997 m²でそのうちの 181 m²を解除するということですね。

事務局： 解除して、今後 80 番の面積は、816 m²です。

会長： それが 500 m²から存続するという。500 m²以上だから、その一団として残り得るということですよ。

この 181 m²解除した人は、残った 800 m²の中にもまだ土地を持っているのですか。

事務局： A さんはもうないです。残りは B さんという別の方だけの 80 番の生産緑地です。

会長： そういうことですね。そうすると残りは、全部 B さんだけが所有している生産緑地になるということで、今まで 2 人だったのが 1 人になった。だから単独で 181 m²だけは指定できないので 500 m²未満だから、隣の B さんと合わせて 997 m²で、一団で指定したということですね。そのうちの、A さんがもうやめますと。30 年超えたので、もうやめます。その分を引いても、残り 800 m²あるので、一団としてまだ残っており、残せますというようなことで今継続しているというそういうことですね。という経緯なのですが、よろしいでしょうか。

委員： はい。あの方の方は、生産緑地の指定がそのまま継続という、特定生産緑地に指定

せずにそのまま、今の状態が続くという考え方でよろしいでしょうか。

事務局： 80 番の方ですか。

委員： はい。

事務局： その 80 番の方は 30 年経過した後に、今後も特定生産緑地として 10 年継続していくという希望で指定をしている状況ですので、同じように農地として維持していただいている状況になっています。

会長： A さんも B さんも 80 番を構成しているのですが、30 年は同じように経過して、そのうち A さんはもうやめますと。でも B さんは継続しますということで、今その手続きをやっているということでよろしいわけですね。

事務局： その 181 m²の人はもう 30 年経過して、10 年は農地維持できないというような形も踏まえ買取申出という形で制限解除をされました。

会長： 誰も買取らないということで、あとは自由に処分していいですよという手続きを今やっているということですね。

事務局： 都市計画法の手続きでして、今生産緑地というような形で、都市計画決定がされているのを外すというところを進めている段階です。

会長： という経緯の土地ということになって、特に 80 番が複数の人が一団を構成しているので何かややこしいのですが、63 番は 1 人で全部持っているの、理解しやすいです。80 番が、2 人の所有者がいて、1 人だけが辞めますというそういう段取りでやっているの、分かり辛いのではないかと思います説明をしていただきました。他いかがでしょうか。

委員： 63 番と 80 番の一部の 1300 m²と 181 m²は、30 年経ったので、解除後はどうなるのでしょうか。売られるのか、どういう意向なのでしょう。

事務局： 先ほど、説明の中で昨年 12 月に買取申出し、3 ヶ月経過後に制限解除となりました。今年の 3 月以降は、建築行為等を進めることができる状態になっています。そこから今年の 10 月に 6、7 ヶ月経っているような状況ですけれど、まず 63 番に関しては、すぐ近くの工場の方が利用したいというような話を聞いておりました、確かそこが買っているはず。駐車場等になっていると話は聞いております。続いて 80 番のところに関しては、現場の確認をしたら、おそらく住宅メーカーで、そちらの方がもう建築等の準備をしているというところがありましたので住宅地になる予定です。(実際には準備が進んでなく更地の状況)

委員： 181 m²の方は、家を建てるということで、地目は宅地になると思うのですが、63 番の駐車場は、地目は何になりますか。今までは農地だったのですよね。

事務局： 今までは、農地でした。その後の地目に関しては、都市計画課の方で把握はできてないような状況です。そこまでは管轄していない状況です。
農地から転用ということになってくると農業政策課で届出等が必要というような形になっております。農業政策課で、届出をした後に活用の方がされているかという形になります。

委員： 土地の買取りの紹介の周知というか、媒体はどういったところで告知されている

のでしょうか。

事務局： 愛知県と市で用地を利用するかどうかという確認をしており、方法としては、まず、愛知県の方には文書を送っております。市の方に関しては、市のパソコンの掲示板にて全課に照会をかけて、まず公共用地として利用するかどうかというのを確認しております。

その後、土地利用対策委員会にこの場所を公共用地で使えるかどうかというところの審議をしていただき、それを踏まえて公共用地として利用しないという回答をいただいている流れになります。

会 長： 最初に優先的に買取り要求できるのは公共団体で、公益団体もできるのでしょうか。公社のような。

事務局： 県と市に斡旋をかけます。あとは農業者の斡旋をかけています。

会 長： 農業者の斡旋と農地として買取りたいかということですか。それでなければあとはもうそれは個人がどう処分してもいいという、そういう流れになるわけですね。

事務局： はい。

会 長： 要するに「県も市も使えません」と意思表示した後、農業者も「買取りません」と意思表示し、後は所有者がどう処分しようと自由という形になるということですね。手続き的にはそういうことですね。他いかがでしょうか。

委 員： まず、基本的な地図なのですが、80番が一部除外ですよ。黄色の部分が除外する部分ですけど、これと68番というのはこの北側の半分のところなのかということと、87番も80番のところには線が引いてあるのですが、どう読めば良いのですか。

事務局： 細かいところわかりづらくて申し訳ないのですが、図を見てください。まず、87番が、少し細長い長方形四角で今、丸が二つあり、紐づいて繋がっていると思うのですが、それが87番であるという表現で示しております。

87番がこういう形です。

会 長： 他いかがでしょうか。

委 員： 生産緑地で今、いろいろ公共用地とかの買取りを働きかけたというか、協議したけど、なかったということなのですが、ここは市街化区域になるわけですよ。やはり豊明市内の市街化区域でかなり人口密度も今高いですし、今後、空き家の問題だったり、そういうことも出てくると思います。そうした時に、市街化区域内の緑地はすごく大事ではないかと思えます。今まであまり生産緑地が、市が買取って何か使ったとか、あまり聞かないのですけれども、市としての方針としてはそういう生産緑地を買取申出したときに、どうするのか市全体としての方針みたいなのは何かないのですか。もっとこう緑地を大事にするとか、使っていた方が良いのではないかなと思うのですが、そのあたりはどうですか。

事務局： 市の方針という話になりますと、この場で事務局の方から方針がこうですよというお話はしにくいものがあります。今回の生産緑地の場所については、市の各部署買取申出希望を確認しましたら、どこの部署からも、買取りの希望はなく、こ

のような結果になったということを、都計審のほうに、報告させていただいて審議していただくような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

会 長： 今、都計審の手続き論として、手続きに沿ってやっているということですね。それをどう活用するかというのは、これは何か総合計画とか、まちづくり系の中でどうするかという方針を決めていくのでしょうかね。ここでの議論ではないということはあるのですが、そもそもそういう生産緑地をどう活用しますかというのは、どこで議論する話なのでしょうか。もし、そういう今、委員が言われたような問題提起が起こったときに、総合計画、都市マスタープランの議論時でしょうか。

事務局： 都市マスタープランの中で、どう進めていくのかということを決めていくという話になりますし、あと個々の用地の取得に関しても各部署なり、経営戦略会議という会議がありますのでそういったところで決めていく話になっていくのではないかと考えております。

会 長： ここでの審議は手続き論の話ということで、事務局は、言える立場ではないという感じですか。

事務局： そうです。

会 長： そういう趣旨です。市の方針をどうなっているのかという話になりますと、この場で事務局として答えるのはできないということですね。わかりました。

という、その辺の方針のところは、都市マスなり、或いはその上位としての総合計画なりの方で、本当はきちっと決めていただいて個別の件はそこまで決められませんし、それは内部で使えるかどうかというところで調整していただくということなのですが、今この都計審はあくまでも手続き論に沿って解除するかどうかということを決めている話ですので、委員の言われた方針はどうかと言われると、この場での話としては言いづらいのはよくわかると思います。ということで委員、ご理解していただきたいです。よろしく願いいたします。

他いかがでしょうか。

それでは特にご質問、ご意見もないようでございますので、ここで議題2についてお諮りしたいと思います。この案件を原案の通り承認することによりよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい。

(委員全員挙手)

会 長： 全員賛成でございます。ありがとうございました。

よって本件は、全員賛成により原案の通り承認することといたします。以上で本日付議されました案件は終了いたしました。

他意見ありますでしょうか。どうぞ。

委 員： 寺池地区の区画整理が進んでおりますけれども、私個人の考え、感じなので違いかもかもしれませんが、あんまり進んでいるような気がしないです。あれは、標準なのですか。

会 長： 区画整理が進んでないということですか。

- 委員： いえ、ただ単に、今埋め立てて、下水などやっていますよという話は、初めて聞いたのですが、あそこに工事が入ってどんどん進んでいるかというのと、まず進んでいないというような感じが私はこれについてします。
ああいう進め方は、市は一切関与しない形になのでしょうか。
- 担当課： 下水道としては、むしろ割と早く区域外にも下水を入れる工事もあったのですがそれが終わって、いつでも受け入れる状態になっていて、想定より早く下水をつなげそうだっていうのは聞いています。道路として形づけるのはもう少し先かもしれないですけど、着々とインフラはできているという感覚はあります。
- 幹事： インフラを整えていますから、見えにくいですよ。横から見ても、着々と予定通り進行しているはずですので、インフラが整うと、あとは上物の工事が進みます。瀬戸大府線沿いなどはいろいろな商業店舗であったり、立地してきますので、そうすると、加速するよう見えるかもしれません。ただ全体の流れとしては予定通り進んでいると認識しています。
- 会長： 見た目が地面の下の方は進んでいるのですが、上物はほとんど進んでない感じに見えるのでということだと思いますね。
どうぞ。
- 委員： ついでに質問して良いですか。あの辺に商業店舗ができるような案があったと思うのですが、その辺はもう決まりつつあるのでしょうか。まだ言いにくいでしょうか。
- 幹事： ここで答えられる者が、たまたまいないというだけです。ただ先ほど申し上げたように全体の流れとしては順調に推移しているというのは聞いていますので、概ねそういう具体的な候補者というのも土地区画整理組合が調整されていると思います。
- 委員： 私もあちこちからいろいろ聞いているのですが、正しいか確認をしたいのです。以前言ったのですが、消防署の出入口だけは、例えばスーパーができるなり、出入口だけ消防署と重ならないような工夫はして欲しいと付け加えておきます。
以上です。
- 会長： 審議事項とは関係ありませんけど、ご意見いただきました。こういうのも全然問題なくやっていたらいいなと思うのですがよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは本日の付議された案件はすべて終了いたしましたので、その他として事務局の方から何かございますか。
- 事務局： 特にありません。
- 会長： はい、どうぞ。
- 委員： 過去の議事録見させていただいて思ったのですが、資料が全く出てないです。その話している言葉だけで、そうすると読んでいても、内容がなかなか掴みにくいところもあったので、公表できないものもあるかと思うのですが、できる分だけでもあげてもらえると助かるのですが。
- 会長： その辺は検討していただくということでよろしいですかね。

事務局：　そうですね、議事録ということですので、その資料まで添付するかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

会　長：　あつた方がわかりやすいという意味ですか。

委　員：　そうですね。他の附属委員会とかでも結構資料が一緒にあがっているところもあるので。

事務局：　一度、事務局の方で検討させてもらってよろしいでしょうか。

委　員：　はい。

会　長：　その件につきましては、検討していただくということで、よろしく願いいたします。どうぞ。

委　員：　はい。最後に1点、皆様貴重な時間すいません。

JAの産直市場が今度できてくると思うのですが、あそこは生産緑地ではなかったのでしょうか。

事務局：　ご質問の対象地は市街化調整区域です。生産緑地は市街化区域の中に作られるものですから生産緑地ではないです。

会　長：　ありがとうございました。それでは議事は、全て終了いたしましたので、議長の務めを事務局にお返しいたします。お願いいたします。

事務局：　委員の皆様については長時間にわたりご意見、ご質問いただきありがとうございました。

本日の議事録につきましては、議事署名者及び会長にご確認をいただきましてそのあと郵送させていただきます。また、本日の報酬につきましては、ご指定の口座に振り込ませていただきますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、次回の第2回都市計画審議会については、令和6年2月ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、資料第2号生産緑地計画図計2枚を机上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。以上をもちまして、令和5年度第1回都市計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時30分　会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

会　長

㊞

署 名

印

署 名

印